

記入例

様式第2号
非課税貯蓄申告書
 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

甲府 税務署長 殿

組合員証 記号番号	記号	番号	123	12345
--------------	----	----	-----	-------

郵便番号 400 - 8587 個人番号 123456789012

フリガナ ヤマナシケンコウフシヨモギサフ

住所 山梨県甲府市蓬沢○-○-○

フリガナ キョウサイ タロウ

氏名 共済 太郎

生年 平成 昭和 大正 明治
 年月日 01 01 01

1・2枚目に押印してください。

下記の貯蓄につき所得税法第10条第1項の規定の適用を受けたいので、この旨申告します。

区分	貯蓄の受入機関の営業所等		最高限度額	種別	証印
非課税扱いの申告をする貯蓄	所在地	山梨県甲府市蓬沢1-15-35	300	① 預貯金	証印
	名称	山梨県市町村職員共済組合		② 合同運用信託	
既に非課税扱いの申告をしている貯蓄	名称	○○銀行	50	③ 有価証券	証印
	名称	他の金融機関と合算して350万円までです。		④ 特定公募公社債等運用投資信託	
最			350	障害者等の事実	貯蓄の受入機関の受理日付印
(摘要)	営業所番号			障害者その他	

1/3 (H28.1)

記入しないでください。

- ① 住所・氏名・生年月日・個人番号を記入して押印してください。
 - ② 非課税扱いの申告をする貯蓄・すでに申告している貯蓄について記入してください。
 限度額は他の金融機関と合算して350万円までです。
- ※ (1)マル優制度の適用を確認できる書類
 (障害手帳・年金証書・児童扶養手当の証書の写しなど)
 - ※ (2)マイナンバーが確認できる書類
 (個人番号カードの写しなど)
 を添付して**特定記録**で共済組合に提出してください。
 - ※ すでに共済貯金に加入されている方が途中で「非課税貯蓄申告書」を提出する場合、**決算月の翌月(4月・10月)から非課税の適用となります。**
 (上記以外の月(5月～9月の間、11月～3月の間)に適用を希望される方は、共済貯金を一度解約(解約金を全額送金いただきます)していただいたうえ、新たに加入をしていただくこととなりますので、ご了承ください。)